		を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を受けている者が、当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合
	第三十四条の三十七第四号ト(10)	(10)　法、労働金庫法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、農業協同組合法、水産加工業協同組合法、農業信用基金協会法、農林漁業信用基金法、農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、水産業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険、株式会社日本政策金融公庫法第十一条の規定により同法第十一条の二第一項に規定する特定事業等を行う株式会社として設立される株式会社、株式会社日本政策投資銀行法第十一条の規定により同法第十一条の二第一項に規定する特定事業等を行う株式会社として設立される株式会社、株式会社国際協力銀行法第十一条の規定により同法第十一条の二第一項に規定する特定事業等を行う株式会社として設立される株式会社、株式会社日本貿易保険法第十一条の規定により同法第十一条の二第一項に規定する特定事業等を行う株式会社として設立される株式会社、株式会社商工組合中央金庫法第十一条の規定により同法第十一条の二第一項に規定する特定事業等を行う株式会社として設立される株式会社